議案第 １２５ 号

周南市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

周南市体育施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１１月３０日　提出

周南市長　　藤　　井　　律　　子

周南市体育施設条例の一部を改正する条例

第１条　周南市体育施設条例（平成15年周南市条例第115号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

周南市庭球場	〃

」

を

「

周南市庭球場	〃
周南市屋内水泳場	〃

」

に改める。

第３条中「体育施設」の次に「（体育施設に附属する設備（会議室その他の特定の目的に供する部屋を含む。）、備品（以下「附属設備等」という。）及びロビー、ピロティその他これらに類する場所を含む。以下同じ。）」を加える。

第３条の２第１号中「及び設備」を削り、同条第２号中「及び附帯設備」を削る。

第４条第１項中「（体育施設に附属する器具を含む。以下同じ。）」を削り、「者は、」の次に「あらかじめ」を加え、同条第２項中「前項」を「前２項」

に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　体育施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

（１）　物品の販売、募金その他これに類する行為

（２）　営業を目的とする写真又は映画の撮影

（３）　興行

（４）　競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため体育施設の全部又は一部を独占して使用する行為

（５）　前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

第６条第１項中「別表第２」の次に「及び別表第３」を加え、同条第２項中「前項」を「前２項」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　第４条第２項の規定による許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合は、別表第４に定めるところにより使用料を前納しなければならない。

第14条第４項中「別表第２」の次に「及び別表第３」を加える。

別表第１周南市総合スポーツセンターの項の次に次のように加える。

周南市屋内水泳場	毎週月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）及び12月29日から翌年１月３日まで	９時から22時まで

別表第２を次のように改める。

別表第２（第６条関係）

１　周南市総合スポーツセンター

（単位　円）

使用区分	単位	使用料			
		１　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		２　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（１）　アマチュアス	（２）　その	（１）　アマチュアス	（２）　その

			ポーツ及び学生・生徒が使用する場合	他	ポーツ及び学生・生徒が使用する場合	他
専用使用料	メインアリーナ		3,430	17,150	8,575	34,300
	多目的ホール		1,905	9,525	4,762	19,050
	弓道場		1,154	2,308	―	―
	カルチャールーム		784	1,568	1,568	3,136
	講座室		307	614	614	1,228
	会議室		250	500	500	1,000
個人使用料	メインアリーナ、多目的ホール、弓道場	高校生以下	1人1回3時間以内	150円（回数券12枚綴り1,500円）		
		その他の者		310円（回数券12枚綴り3,100円）		
軽食喫茶室使用料			月額　70,340円 1か月未満の端数は、1か月とする。 電気、ガス、水道及び下水道使用料は実費負担とする。			
備考　入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、最高の入場料その他これに類する料金に（1）は50を、（2）は100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。						

2　周南市屋内水泳場

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）　アマチュアス	（2）　その	（1）　アマチュ	（2）　その

				ポーツ及び学生・生徒が使用する場合	他	アスポーツ及び　学生・生徒が使用する場合	他
専用使用料		プール	1時間	12,000	18,000	30,000	120,000
		プール（1コース）		1,500	2,250	3,750	15,000
個人使用料	プール	高校生以下	1人1回3時間以内	300円（回数券12枚綴り3,000円）			
		その他の者		500円（回数券12枚綴り5,000円）			
	健康ルーム	高校生以下		300円（回数券12枚綴り3,000円）			
		その他の者		500円（回数券12枚綴り5,000円）			
備考 1　この施設の個人使用に限り、小学４年生以上は保護者等の同伴を要しない。 2　周南市民以外の者の利用については、上記金額の1.5倍の額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。							

3　周南市野球場

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他	（1）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他
専用使用料	1時間	2,403	12,015	3,604	36,045

備考　職業野球で使用する場合は全日使用とみなし、所定の使用料を徴収する。

4　周南市陸上競技場

（単位　円）

使用区分		単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
			（1）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他	（1）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他
専用使用料		1時間	2,334	11,670	3,501	35,010
個人使用料	高校生以下	1人1回3時間以内	100円（回数券12枚綴り1,000円）			
	その他の者		200円（回数券12枚綴り2,000円）			

5　周南市庭球場

（単位　円）

使用区分		単位	使用料
専用使用	使用料	1面1時間	880
	固定照明設備使用料		324

6　周南緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド及び地区総合運動場

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）　アマチュアスポー	（２）その	（1）　アマチュアスポー	（２）その

			ツ及び学生・生徒が使用する場合	他	ツ及び学生・生徒が使用する場合	他
専用使用料	周南市サッカー場	1時間	742	3,710	1,113	11,130
	周南市ソフトボール球場		516	2,580	774	7,740
	周南市アーチェリー場		516	2,580	774	7,740
	周南市補助競技場		317	1,585	475	4,755
	周南市運動広場		317	1,585	475	4,755
	周南市市民黒岩グラウンド		317	1,585	475	4,755
個人使用料	周南市アーチェリー場	高校生以下	1人1回3時間以内	60円（回数券12枚綴り600円）		
		その他の者		120円（回数券12枚綴り1,200円）		
備考　周南市補助競技場については中央１・中央２に分割してそれぞれに適用する。						

7　周南市新南陽球場

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用	（２）その他	（1）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用	（２）その他

		する場合		する場合	
専用使用料	1時間	817	4,085	1,225	12,255

8　周南市高瀬サン・スポーツランド

（単位　円）

使用区分		単位	使用料	固定照明設備使用料
専用使用料	テニスコート	1時間	314	324
	多目的グラウンド		157	1,760
	ゲートボール場		104	―
個人使用料	キャンプ場	テントサイト1区画	（宿泊）15時から翌日の14時までの1泊　540円	
			（日帰り）9時から17時まで1回　270円	

9　周南市鹿野総合体育館、周南市新南陽体育センター及び周南市熊毛体育センター

（単位　円）

使用区分		単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
			（1）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（2）その他	（1）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（2）その他
専用使	周南市鹿野総合体育館（平日）	1時間	1,571	7,855	2,357	23,565
	周南市鹿野総合体育		1,885	9,425	2,828	28,275

用料	館（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）					
	周南市鹿野総合体育館 ２階柔剣道練習場（平日）		292	1,460	438	4,380
	周南市鹿野総合体育館 ２階柔剣道練習場（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）		350	1,750	525	5,250
	周南市新南陽体育センター（平日）		733	3,665	1,100	10,995
	周南市新南陽体育センター（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）		880	4,400	1,320	13,200
	周南市熊毛体育センター（平日）		733	3,665	1,100	10,995
	周南市熊毛体育センター（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）		880	4,400	1,320	13,200
個人使用料	高校生以下	３時間以内１	70円（回数券12枚綴り700円）			
	その他の者		140円（回数券12枚綴り1,400円）			

		回	

10　周南市熊毛武道館

（単位　円）

使用区分		単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
			（1）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）　その他	（1）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）　その他
専用使用料		1　時間	660	3,300	990	9,900
個人使用料	高校生以下	1　人1　回3　時間以内	70円（回数券12枚綴り700円）			
	その他の者		140円（回数券12枚綴り1,400円）			

11　周南市大道理地区体育館及び周南市長穂地区体育館

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使	（２）　その他	（1）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使	（２）　その他

		用する場合		用する場合	
専用使用料（平日）	１時間	331	1,655	497	4,965
専用使用料（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）	１時間	397	1,985	596	5,955

12　周南市新南陽プール及び周南市鹿野プール

（単位　円）

使用区分		単位	１　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		２　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
			（１）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）　その他	（１）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）　その他
専用使用料	周南市新南陽プール	１時間	2,326	11,630	3,489	34,890
個人使用料	高校生以下	１人１回３時間以内	60円（回数券12枚綴り600円）			
	その他の者		180円（回数券12枚綴り1,800円）			

13　周南市鹿野庭球場

（単位　円）

使用区分		単位	使用料
専用使用	使用料	１面１時間	314
	固定照明設備使用料		324

備考

１　専用使用とは、使用者が一定時間一つの施設の全部（事務所、売店、器具庫等を除く。）を使用することをいい、その他の使用を個人使用という。

２　専用使用料は、上記に定める額に、施設使用時間（１時間に満たない場合は、その端数の時間は１時間とみなす。許可を得て、別表第１の使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ、超えた使用時間を１時間単位とし、１時間未満の端数は１時間とみなす。）を乗じて得た額とする。

３　専用使用で別表第３に定める附属設備等を使用した場合は、別表第３に定める額を使用料に加算して徴収する。

４　入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、上記使用区分１の使用料を徴収する。

５　既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。

６　指導者又は保護者等成人を伴わない中学生以下の者の使用は認めないものとする。

別表第２の次に次の２表を加える。

別表第３（第６条関係）

周南市体育施設附属設備等使用料

区分	単位	使用料
冷暖房	１時間	別に12,000円の範囲内で市長が定める額
放送設備	１式又は１回	別に3,000円の範囲内で市長が定める額
スポーツ器具	１面、１式又は１台	別に5,000円の範囲内で市長が定める額
会議室その他の特定の目的に供する部屋	１時間	別に2,000円の範囲内で市長が定める額
夜間照明	１時間	別に3,000円の範囲内で市長が定める額
フロアシート	１式	別に14,000円の範囲内で市長が定める額
野球場夜間照明・スコアボード	１時間	別に136,000円の範囲内で市長が定める額
その他の設備・備品	１組、１台、１本、１脚、１回、１式又は１店	別に4,000円の範囲内で市長が定める額

備考

1　附属設備等使用料のうち、冷暖房は、周南市総合スポーツセンターのメインアリーナ及び多目的ホールの使用料に限り徴収する。

2　附属設備等使用料のうち、冷暖房、会議室その他の特定の目的に供する部屋、夜間照明及び野球場夜間照明・スコアボードの使用料は、使用時間にこの表に定める１時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、１時間未満の時間は１時間とみなす。ただし、周南市補助競技場における夜間照明の使用料は、最初の１時間を経過した後は30分ごとに計算するものとし、30分未満の時間は30分とみなす。

3　野球場夜間照明・スコアボードを職業野球で使用する場合は全日使用とみなし、所定の使用料を徴収する。

別表第４（第６条関係）

第４条第２項各号に掲げる行為をする場合の使用料

<table>
<tr><th colspan="3">区分</th><th>使用料</th></tr>
<tr><td rowspan="6">1　屋外</td><td colspan="2">物品の販売、募金その他これに類する行為</td><td rowspan="6">周南市都市公園条例（平成15年周南市条例第204号）別表第３（２）の例による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">営業を目的とする写真の撮影</td><td>常時</td></tr>
<tr><td>臨時</td></tr>
<tr><td colspan="2">営業を目的とする映画の撮影</td></tr>
<tr><td colspan="2">興行</td></tr>
<tr><td colspan="2">競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため体育施設の全部又は一部を独占して使用する行為又は規則で定める行為</td></tr>
<tr><td rowspan="6">2　屋内</td><td colspan="2">物品の販売、募金その他これに類する行為</td><td rowspan="6">周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成15年周南市条例第56号）の例による。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">営業を目的とする写真の撮影</td><td>常時</td></tr>
<tr><td>臨時</td></tr>
<tr><td colspan="2">営業を目的とする映画の撮影</td></tr>
<tr><td colspan="2">興行</td></tr>
<tr><td colspan="2">競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため体育施設の全部又は一部を独占して使用する行為又は規則で定める行為</td></tr>
</table>

第２条　周南市体育施設条例の一部を次のように改正する。

第２条の表中

「

周南市新南陽プール	周南市福川南町２番１号
周南市新南陽球場	〃

」

を

「

周南市新南陽球場	周南市福川南町２番１号

」

に改める。

別表第１周南市新南陽プールの項を削る。

別表第２の12を次のように改める。

12　周南市鹿野プール

（単位　円）

使用区分		単位	１　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		２　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
			（１）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）　その他	（１）　アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）　その他
個人使用料	高校生以下	１人１回３時間以内	60円（回数券12枚綴り600円）			
	その他の者		180円（回数券12枚綴り1,800円）			

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は、同年９月１日から施行する。

（適用区分）

２　この条例による改正後の周南市体育施設条例（以下「新条例」という。）別表第２及び別表第３の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用料（指定管理者に利用料金として収受させる場合にあっては、利用料金。以下「使用料」という。）について適用し、同日前の使用料については、なお従前の例による。

（準備行為）

３　この条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（参　考）

周南市体育施設条例新旧対照表（第１条の改正）

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>（設置）
第２条　本市に次の体育施設を設ける。
<table><tr><th colspan="2">名称</th><th>位置</th></tr><tr><td rowspan="3">周南緑地</td><td>周南市総合スポーツセンター</td><td>周南市大字徳山10427番地</td></tr><tr><td>周南市庭球場</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>
（指定管理者による管理）
第３条　市長は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育施設の管理を行わせる。

（管理業務の範囲）</td><td>（設置）
第２条　本市に次の体育施設を設ける。
<table><tr><th colspan="2">名称</th><th>位置</th></tr><tr><td rowspan="4">周南緑地</td><td>周南市総合スポーツセンター</td><td>周南市大字徳山10427番地</td></tr><tr><td>周南市庭球場</td><td>〃</td></tr><tr><td>周南市屋内水泳場</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="2">（略）</td></tr><tr><td colspan="3">（略）</td></tr></table>
（指定管理者による管理）
第３条　市長は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、体育施設（体育施設に附属する設備（会議室その他の特定の目的に供する部屋を含む。）、備品（以下「附属設備等」という。）及びロビー、ピロティその他これらに類する場所を含む。以下同じ。）の管理を行わせる。

（管理業務の範囲）</td></tr>
</table>

現行	改正案
第３条の２　指定管理者は、次に掲げる業務を行う。 （１）　体育施設及び設備の維持管理に関する業務 （２）　体育施設及び附帯設備の使用の許可に関する業務 （３）　（略）	第３条の２　指定管理者は、次に掲げる業務を行う。 （１）　体育施設の維持管理に関する業務 （２）　体育施設の使用の許可に関する業務 （３）　（略）
（使用の許可） 第４条　体育施設（体育施設に附属する器具を含む。以下同じ。）を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。	（使用の許可） 第４条　体育施設を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。
	２　体育施設において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。 （１）　物品の販売、募金その他これに類する行為 （２）　営業を目的とする写真又は映画の撮影 （３）　興行 （４）　競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため体育施設の全部又は一部を独占して使用する行為 （５）　前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為
２　指定管理者は、前項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その利用について条件を付けることができる。	３　指定管理者は、前２項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その利用について条件を付けることができる。
（使用料） 第６条　体育施設を使用しようとする者は、別表第２に定める	（使用料） 第６条　体育施設を使用しようとする者は、別表第２及び別表

現行	改正案
ところにより使用料の合計金額を前納しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	第３に定めるところにより使用料の合計金額を前納しなければならない。この場合において、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
	２　第４条第２項の規定による許可を受けて同項各号に掲げる行為をする場合は、別表第４に定めるところにより使用料を前納しなければならない。
２　前項の規定にかかわらず、国又は公共団体が使用するときは後納することができる。	３　前２項の規定にかかわらず、国又は公共団体が使用するときは後納することができる。
（利用料金） 第14条　（略） ２・３　（略） ４　利用料金の額は、別表第２に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。その額を変更しようとするときも、同様とする。	（利用料金） 第14条　（略） ２・３　（略） ４　利用料金の額は、別表第２及び別表第３に定める使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。その額を変更しようとするときも、同様とする。

別表第１（第３条の３関係）

体育施設名	休館・休場日	使用時間
周南市総合スポーツセンター	毎週火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）及び12月29	９時から22時まで

別表第１（第３条の３関係）

体育施設名	休館・休場日	使用時間
周南市総合スポーツセンター	毎週火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）及び12月29	９時から22時まで

現行

	日から翌年１月３日まで	
周南市陸上競技場 周南市野球場	12月29日から翌年１月３日まで	９時から22時まで
（略）		

別表第２（第６条関係）

１　周南市総合スポーツセンター

（単位　円）

使用区分	単位	使用料			
		１　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		２　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（１）	（２）	（１）	（２）

改正案

	日から翌年１月３日まで	
周南市屋内水泳場	毎週月曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その翌日以後で休日を除く直近の日）及び12月29日から翌年１月３日まで	９時から22時まで
周南市陸上競技場 周南市野球場	12月29日から翌年１月３日まで	９時から22時まで
（略）		

別表第２（第６条関係）

１　周南市総合スポーツセンター

（単位　円）

使用区分	単位	使用料			
		１　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		２　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（１）	（２）	（１）	（２）

現行						
			マチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	その他	マチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	その他
専用使用料	メインアリーナ	1時間	3,430	17,150	8,575	34,300
	多目的ホール		1,905	9,525	4,762	19,050
	弓道場		1,154	2,308	－	－
	カルチャールーム		784	1,568	1,568	3,136
	講座室		307	614	614	1,228
	会議室		250	500	500	1,000

改正案						
			マチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	その他	マチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	その他
専用使用料	メインアリーナ	1時間	3,430	17,150	8,575	34,300
	多目的ホール		1,905	9,525	4,762	19,050
	弓道場		1,154	2,308	－	－
	カルチャールーム		784	1,568	1,568	3,136
	講座室		307	614	614	1,228
	会議室		250	500	500	1,000

現行

附属施設及び器具使用料	冷暖房	メインアリーナ	1時間	11,536
		多目的ホール		4,160
	放送設備	メインアリーナ	1式	2,120
		多目的ホール		1,050
		移動式		520
	スポーツ器具	バスケットボール	1面	1,050
		バレーボール		410
		バドミントン		200
		ハンドボール		520

改正案

附属施設及び器具使用料				
個人使用料	メインアリーナ、多目的ホール、弓道場	高校生以下	1人1回3時間以内	150円（回数券12枚綴り1,500円）
		その他の者		310円（回数券12枚綴り3,100円）
軽食喫茶室使用料		月額　70,340円 1か月未満の端数は、1か月とする。 電気、ガス、水道及び下水道使用料は実費負担とする。		
備考　入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、最高の入場料その他これに類する料金に（1）は50を、（2）は100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。				

現行						改正案
		卓球	1台	200		
		庭球	1面	1,050		
		柔道		520		
	その他の設備	電光表示盤	1組	大	2,120	
				小	410	
		仮設ステージ	1台	200		
		フロアシート	1本	100		
		椅子	1脚	30		
		長机	1台	100		
		シャワー	1回	100		
個人	メインアリーナ	高校生以下	1人	150円（回数券12枚綴り1,500円）		

現行

使用料	テニス、多目的ホール、弓道場	その他の者	1回3時間以内	310円（回数券12枚綴り3,100円）
軽食喫茶室使用料			月額　70,340円 1か月未満の端数は、1か月とする。 電気、ガス、水道及び下水道使用料は実費負担とする。	

改正案

2　周南市屋内水泳場

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）アマチュアスポー	（2）その他	（1）アマチュアスポー	（2）その他

現行	改正案

			ツ及び学生・生徒が使用する場合		ツ及び学生・生徒が使用する場合	
専用使用料	プール	1時間	12,000	18,000	30,000	120,000
	プール（1コース）		1,500	2,250	3,750	15,000
個人使用料	プール	高校生以下	1人1回3時間以内	300円（回数券12枚綴り3,000円）		
		その他の者		500円（回数券12枚綴り5,000円）		
	健康ルーム	高校生以下		300円（回数券12枚綴り3,000円）		
		その他の者		500円（回数券12枚綴り5,000円）		

現行

2　周南市野球場

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用す	（2）その他	（1）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用す	（2）その他

改正案

備考

1　この施設の個人使用に限り、小学4年生以上は保護者等の同伴を要しない。

2　周南市民以外の者の利用については、上記金額の1.5倍の額（この額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とする。

3　周南市野球場

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用す	（2）その他	（1）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用す	（2）その他

現行

			る場合		る場合	
専用使用料		1時間	2,403	12,015	3,604	36,045
附属施設及び器具使用料	放送設備	1回	2,200			
	小会議室	1時間	363			
	夜間照明 全灯	1時間	45,100			
	夜間照明 2分の1灯		23,100			
	夜間照明 4分の1灯		11,000			
	夜間照明 6分の1灯		6,600			
	夜間照明 職業野球で使用する場合		135,300			
	スコ 全部表示（大型映		1,581			

改正案

		る場合		る場合	
専用使用料	1時間	2,403	12,015	3,604	36,045
備考　職業野球で使用する場合は全日使用とみなし、所定の使用料を徴収する。					

	アボード	像表示装置使用）		
		全部表示（大型映像表示装置不使用）		628
		得点・判定表示		272
		職業野球で使用する場合		4,745
備考　職業野球で使用する場合は全日使用とみなし、所定の使用料を徴収する。				

3　周南市陸上競技場

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（　1　）	（　2　）	（　1　）	（　2　）

4　周南市陸上競技場

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）	（2）	（1）	（2）

現行

			マチュアスポーツ及び学生・生徒が用いる場合	その他	マチュアスポーツ及び学生・生徒が用いる場合	その他
専用使用料		1時間	2,334	11,670	3,501	35,010
附属施設及び器具使用	会議室1	1時間	215			
	会議室2	1時間	200			
	陸上競技器具	1式	5,000			
	写真判定装置		3,300			
	放送 放送室・審		2,200			

改正案

			マチュアスポーツ及び学生・生徒が用いる場合	その他	マチュアスポーツ及び学生・生徒が用いる場合	その他
専用使用料		1時間	2,334	11,670	3,501	35,010
個人使用料	高校生以下	1人1回3時間以内	100円（回数券12枚綴り1,000円）			
	その他の者		200円（回数券12枚綴り2,000円）			

料	設備	判控室含む。		
		移動式		500
	夜間照明	全灯	1時間	2,200
		半灯		1,100
	長机		1台	100
	椅子		1脚	30
	シャワー		1回	100
個人使用料		高校生以下	1人1回3時間以内	100円（回数券12枚綴り1,000円）
		その他の者		200円（回数券12枚綴り2,000円）

4　周南市庭球場

使用区分		単位	使用料
専用使用	使用料	1面1時間	880円
	固定照明設備使用料		324円

5　周南市庭球場

（単位　円）

使用区分		単位	使用料
専用使用	使用料	1面1時	880

現行			
附属施設及び器具使用料	管理事務所会議室１	１時間	303円
	管理事務所会議室２		177円
	管理事務所研修室		282円
	管理事務所放送設備	１式	2,200円
	シャワー	１人１回	100円

５　周南緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド及び地区総合運動場

（単位　円）

使用区分	単位	１　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		２　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（１）アマチュアスポーツ及び学生・	（２）その他	（１）アマチュアスポーツ及び学生・	（２）その他

改正案			
	固定照明設備使用料	間	324

６　周南緑地公園内体育施設、周南市市民黒岩グラウンド及び地区総合運動場

（単位　円）

使用区分	単位	１　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		２　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（１）アマチュアスポーツ及び学生・	（２）その他	（１）アマチュアスポーツ及び学生・	（２）その他

現行								改正案							
				生徒が使用する場合		生徒が使用する場合					生徒が使用する場合		生徒が使用する場合	
専用使用料	周南市サッカー場		1時間	742	3,710	1,113	11,130	専用使用料	周南市サッカー場	1時間	742	3,710	1,113	11,130
	周南市ソフトボール球場			516	2,580	774	7,740		周南市ソフトボール球場		516	2,580	774	7,740
	周南市アーチェリー場			516	2,580	774	7,740		周南市アーチェリー場		516	2,580	774	7,740
	周南市補助競技場			317	1,585	475	4,755		周南市補助競技場		317	1,585	475	4,755
	周南市運動広場			317	1,585	475	4,755		周南市運動広場		317	1,585	475	4,755
	周南市市民黒岩グラウンド			317	1,585	475	4,755		周南市市民黒岩グラウンド		317	1,585	475	4,755
附属施	夜間照明	周南市補助競技場	1競技場1時間以内　2,200円					個人使	周南市アーチ	高校生以下	1人1回3時	60円（回数券12枚綴り600円）			
			以後30分ごと　1,100円							その他		120円（回数券12枚綴り1,200円）			

設及び器具使用料		地区総合運動場	1時間ごと　1,760円	
			1基1時間ごと（照明を分割して使用する場合）　324円	
個人使用料	周南市アーチェリー場	高校生以下	1人1回3時間以内	60円（回数券12枚綴り600円）
		その他の者		120円（回数券12枚綴り1,200円）
備考　周南市補助競技場については中央1・中央2に分割してそれぞれに適用する。				

6　周南市新南陽球場

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）	（2）	（1）　ア	（2）

用料	ェ　リ一場	の者	間　以内	
備考　周南市補助競技場については中央1・中央2に分割してそれぞれに適用する。				

7　周南市新南陽球場

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）	（2）	（1）　ア	（2）

現行						
			マュスー及学・徒使す場合 アチアポツび生生が用る	その他	ュポ及学生使る チスツ・がす場合 マアーび生徒用	その他
専用使用料		1時間	817	4,085	1,225	12,255
附属施設及び器具使用料	放送設備	1回	2,200			
	本部席	1回	540			
	スコアボード	1回	760			
	売店	1店	2,200			
	椅子	1脚	30			

改正案					
		マュスー及学・徒使す場合 アチアポツび生生が用る	その他	ュポ及学生使る チスツ・がす場合 マアーび生徒用	その他
専用使用料	1時間	817	4,085	1,225	12,255

現行

7　周南市高瀬サン・スポーツランド

使用区分			単位	使用料	固定照明設備使用料
専用使用料	テニスコート		1時間	314円	324円
	多目的グラウンド			157円	1,760円
	ゲートボール場			104円	－
附属施設使用料	キャンプ場	テントサイト	1区画	（宿泊）15時から翌日の14時までの1泊　540円	
				（日帰り）9時から17時まで1回　270円	

8　周南市鹿野総合体育館、周南市新南陽体育センター及び周南市熊毛体育センター

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）	（2）	（1）	（2）

改正案

8　周南市高瀬サン・スポーツランド

（単位　円）

使用区分			単位	使用料	固定照明設備使用料
専用使用料	テニスコート		1時間	314	324
	多目的グラウンド			157	1,760
	ゲートボール場			104	－
個人使用料	キャンプ場	テントサイト1区画		（宿泊）15時から翌日の14時までの1泊　540円	
				（日帰り）9時から17時まで1回　270円	

9　周南市鹿野総合体育館、周南市新南陽体育センター及び周南市熊毛体育センター

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）	（2）	（1）	（2）

現行						
			アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	その他	アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	その他
専用使用料	周南市鹿野総合体育館（平日）	1時間	1,571	7,855	2,357	23,565
	周南市鹿野総合体育館（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）		1,885	9,425	2,828	28,275
	周南市新南陽体育センター（平日）		733	3,665	1,100	10,995

改正案						
			アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	その他	アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	その他
専用使用料	周南市鹿野総合体育館（平日）	1時間	1,571	7,855	2,357	23,565
	周南市鹿野総合体育館（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）		1,885	9,425	2,828	28,275
	周南市鹿野総合体育館２階柔剣道練習		292	1,460	438	4,380

現行							改正案							
	周南市新南陽体育センター（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）		880	4,400	1,320	13,200		場（平日）						
	周南市熊毛体育センター（平日）		733	3,665	1,100	10,995		周南市鹿野総合体育館 ２階柔剣道練習場（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）		350	1,750	525	5,250
	周南市熊毛体育センター（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）		880	4,400	1,320	13,200		周南市新南陽体育センター（平日）		733	3,665	1,100	10,995
								周南市新南陽体育センター（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）		880	4,400	1,320	13,200
附属施設及び	周南市鹿野総	２階柔剣道練習場	１時間	292										
		１階会議室		470										
		２階会議室		470										
		ステージ		1,455				周南市熊毛体育センター（平日）		733	3,665	1,100	10,995

現行				
器具使用料	合体育館	トレーニング室	1人1回	120
		シャワー	1人1回	100
	スポーツ器具	バスケットボール	1面	440
		テニス		440
		バレーボール		440
		ハンドボール		440
		バドミントン		220
		インディアカ		220
		ソフトバレーボール		220
		卓球	1台	100

改正案						
	周南市熊毛体育センター（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）		880	4,400	1,320	13,200
個人使用料	高校生以下	3時間以内1回	70円（回数券12枚綴り700円）			
	その他の者		140円（回数券12枚綴り1,400円）			

	その他器具	椅子	1脚	30
		長机	1台	100
		フロアシート	1式	13,200
		放送設備	1式	2,200
個人使用料		高校生以下	3時間以内1回	70円（回数券12枚綴り700円）
		その他の者		140円（回数券12枚綴り1,400円）

9　周南市熊毛武道館

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）アマチュアスポー	（2）その他	（1）アマチュアスポー	（2）その他

10　周南市熊毛武道館

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		2　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（1）アマチュアスポー	（2）その他	（1）アマチュアスポー	（2）その他

現行

			ツ及び学生・生徒が使用する場合		ツ及び学生・生徒が使用する場合	
専用使用料		1時間	660	3,300	990	9,900
附属施設使用料	シャワー	1人1回	100			
個人使用料	高校生以下	1人1回3時間以内	70円（回数券12枚綴り700円）			
	その他の者		140円（回数券12枚綴り1,400円）			

10　周南市大道理地区体育館及び周南市長穂地区体育館

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しな	2　入場料その他これに類する料金を徴収する

改正案

			ツ及び学生・生徒が使用する場合		ツ及び学生・生徒が使用する場合	
専用使用料		1時間	660	3,300	990	9,900
個人使用料	高校生以下	1人1回3時間以内	70円（回数券12枚綴り700円）			
	その他の者		140円（回数券12枚綴り1,400円）			

11　周南市大道理地区体育館及び周南市長穂地区体育館

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金を徴収しな	2　入場料その他これに類する料金を徴収する

現行

			い場合		場合	
			（１）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他	（１）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他
専用使用料（平日）		１時間	331	1,655	497	4,965
専用使用料（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）		１時間	397	1,985	596	5,955
附属	スポーツ	バスケットボール	１面		440	

改正案

		い場合		場合	
		（１）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他	（１）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他
専用使用料（平日）	１時間	331	1,655	497	4,965
専用使用料（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日）	１時間	397	1,985	596	5,955

器具使用料	器具	バレーボール		440
		バドミントン		220
		インディアカ		220
		ソフトバレーボール		220
		卓球	1台	100
	その他器具	椅子	1脚	30
		長机	1台	100
		フロアシート	1本	100

11　周南市新南陽プール及び周南市鹿野プール

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金	2　入場料その他これに類する料金を徴収

12　周南市新南陽プール及び周南市鹿野プール

（単位　円）

使用区分	単位	1　入場料その他これに類する料金	2　入場料その他これに類する料金を徴収

現行

			を徴収しない場合		する場合	
			（１）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他	（１）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他
専用使用料	周南市新南陽プール	１時間	2,326	11,630	3,489	34,890
個人使用料	高校生以下	１人１回３時間以内	60円（回数券12枚綴り600円）			
	その他の者		180円（回数券12枚綴り1,800円）			

12　周南市鹿野庭球場

使用区分		単位	使用料
専用使	使用料	１面１	314円

改正案

			を徴収しない場合		する場合	
			（１）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他	（１）アマチュアスポーツ及び学生・生徒が使用する場合	（２）その他
専用使用料	周南市新南陽プール	１時間	2,326	11,630	3,489	34,890
個人使用料	高校生以下	１人１回３時間以内	60円（回数券12枚綴り600円）			
	その他の者		180円（回数券12枚綴り1,800円）			

13　周南市鹿野庭球場

（単位　円）

使用区分	単位	使用料

現行			
用	固定照明設備使用料	時間	324円

備考

1　専用使用とは、使用者が一定時間一つの施設の全部（事務所、売店、器具庫等を除く。）を使用することをいい、その他の使用を個人使用という。

2　専用使用料は、上記に定める額に、施設使用時間（1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。許可を得て、別表第1の使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ、超えた使用時間を1時間単位とし、1時間未満の端数は1時間とみなす。）を乗じて得た額とする。

3　専用使用で上記に定める附属施設及び器具、照明設備等を使用した場合は、上記に定める額を使用料に加算して徴収する。

4　入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、最高の入場料その他これに類する料金に（1）は50を、（2）は100を乗じて得た額を使用料に加算して徴収する。

5　入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、上記使用区分1の使用料を徴収する。

6　既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。

7　指導者又は保護者等成人を伴わない中学生以下の者の

改正案			
専用使用	使用料	1面1時間	314
	固定照明設備使用料		324

備考

1　専用使用とは、使用者が一定時間一つの施設の全部（事務所、売店、器具庫等を除く。）を使用することをいい、その他の使用を個人使用という。

2　専用使用料は、上記に定める額に、施設使用時間（1時間に満たない場合は、その端数の時間は1時間とみなす。許可を得て、別表第1の使用時間を超えて使用する場合は、それぞれ、超えた使用時間を1時間単位とし、1時間未満の端数は1時間とみなす。）を乗じて得た額とする。

3　専用使用で別表第3に定める附属設備等を使用した場合は、別表第3に定める額を使用料に加算して徴収する。

4　入場料その他これに類する料金を徴収する場合で、会場の準備などのため当日以外の日に使用する場合は、上記使用区分1の使用料を徴収する。

5　既設の電気設備以外に電源を必要とする場合は、電気料金に相当する額を使用料に加算して徴収する。

6　指導者又は保護者等成人を伴わない中学生以下の者の

現行	改正案
使用は認めないものとする。	使用は認めないものとする。 別表第３（第６条関係） 周南市体育施設附属設備等使用料

区分	単位	使用料
冷暖房	１時間	別に12,000円の範囲内で市長が定める額
放送設備	１式又は１回	別に3,000円の範囲内で市長が定める額
スポーツ器具	１面、１式又は１台	別に5,000円の範囲内で市長が定める額
会議室その他の特定の目的に供する部屋	１時間	別に2,000円の範囲内で市長が定める額
夜間照明	１時間	別に3,000円の範囲内で市長が定める額
フロアシート	１式	別に14,000円の範囲内で市長が定める額
野球場夜間照明・スコアボー	１時間	別に136,000円の範囲内で市長が定める額

現行	改正案

ド		
その他の設備・備品	1組、1台、1本、1脚、1回、1式又は1店	別に4,000円の範囲内で市長が定める額

備考

1　附属設備等使用料のうち、冷暖房は、周南市総合スポーツセンターのメインアリーナ及び多目的ホールの使用料に限り徴収する。

2　附属設備等使用料のうち、冷暖房、会議室その他の特定の目的に供する部屋、夜間照明及び野球場夜間照明・スコアボードの使用料は、使用時間にこの表に定める1時間単価を乗じて得た額とする。この場合において、1時間未満の時間は1時間とみなす。ただし、周南市補助競技場における夜間照明の使用料は、最初の1時間を経過した後は30分ごとに計算するものとし、30分未満の時間は30分とみなす。

3　野球場夜間照明・スコアボードを職業野球で使用する場合は全日使用とみなし、所定の使用料を徴収する。

別表第4（第6条関係）

第4条第2項各号に掲げる行為をする場合の使用料

区分		使用料
1　屋外	物品の販売、募金その他これに類	周南市都市公

現行	改正案			
		する行為		園条例（平成15年周南市条例第204号）別表第３（２）の例による。
		営業を目的とする写真の撮影	常時	
			臨時	
		営業を目的とする映画の撮影		
		興行		
		競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため体育施設の全部又は一部を独占して使用する行為又は規則で定める行為		
	２　屋内	物品の販売、募金その他これに類する行為		周南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成15年周南市条例第56号）の例による。
		営業を目的とする写真の撮影	常時	
			臨時	
		営業を目的とする映画の撮影		
		興行		
		競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため体育施設		

現行	改正案
	の全部又は一部を独占して使用する行為又は規則で定める行為

周南市体育施設条例新旧対照表（第２条の改正）

改正前

（設置）

第２条　本市に次の体育施設を設ける。

名称	位置
（略）	
周南市長穂地区体育館	周南市大字長穂1691番地
周南市新南陽プール	周南市福川南町２番１号
周南市新南陽球場	〃
（略）	

別表第１（第３条の３関係）

体育施設名	休館・休場日	使用時間
（略）		
周南市大道理地区体育館	12月29日から翌年１月３日まで	９時から22時まで
周南市長穂地区体育館		

改正案

（設置）

第２条　本市に次の体育施設を設ける。

名称	位置
（略）	
周南市長穂地区体育館	周南市大字長穂1691番地
周南市新南陽球場	周南市福川南町２番１号
（略）	

別表第１（第３条の３関係）

体育施設名	休館・休場日	使用時間
（略）		
周南市大道理地区体育館	12月29日から翌年１月３日まで	９時から22時まで
周南市長穂地区体育館		

改正前

周南市新南陽プール	９月１日から翌年７月19日まで	９時から17時まで
周南市新南陽球場	12月29日から翌年１月３日まで	９時から日没まで
（略）		

別表第２（第６条関係）

１～11　（略）

12　周南市新南陽プール及び周南市鹿野プール

（単位　円）

使用区分	単位	１　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		２　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（１）アマチュアスポーツ及び学生・	（２）その他	（１）アマチュアスポーツ及び学生・	（２）その他

改正案

周南市新南陽球場	12月29日から翌年１月３日まで	９時から日没まで
（略）		

別表第２（第６条関係）

１～11　（略）

12　周南市鹿野プール

（単位　円）

使用区分	単位	１　入場料その他これに類する料金を徴収しない場合		２　入場料その他これに類する料金を徴収する場合	
		（１）アマチュアスポーツ及び学生・	（２）その他	（１）アマチュアスポーツ及び学生・	（２）その他

改正前

			生徒が使用する場合		生徒が使用する場合	
専用使用料	周南市新南陽プール	1時間	2,326	11,630	3,489	34,890
個人使用料	高校生以下	1人1回3時間以内	60円（回数券12枚綴り600円）			
	その他の者		180円（回数券12枚綴り1,800円）			

13　（略）

備考　（略）

改正案

			生徒が使用する場合		生徒が使用する場合	
個人使用料	高校生以下	1人1回3時間以内	60円（回数券12枚綴り600円）			
	その他の者		180円（回数券12枚綴り1,800円）			

13　（略）

備考　（略）